

AI-NET PULS 利用規約

第1章(定義)

第1条(目的)

本規約は、荒井商事株式会社（以下「当社」といいます）が提供するインターネットオークション「AI-NET PLUS」入札条件を規定するものです。

本規約はすべて日本語を正文とし、これに従って解釈されるものとします。英訳された文章の内容は本契約の解釈に影響を及ぼさないものとします。

第2条(名称)

「AI-NET PLUS」は、当社が提供するインターネットオークションサービス「AI-NET」に付随して提供されるサービスであり、「AI-NET」の会員に対して、「AI-NET」を通じて提携会場から提供された情報に基づき、提携会場で出品される車両等について、一定期間中継続して会員からの入札を受け、期間終了時点で最高値を付けた会員が落札者となり、当社が提携会場で当該落札金額での入札を行うサービスです。

第3条(用語の定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるとおりとします。

尚、本規約に定めのないものは、当社が別途定めるアライオークション規約・AI-NET規約その他のアライオークションに関連する規約（以下、まとめて「アライオークション規約等」といいます）に準じます。

1. アライオークション又はアライA

当社が主催する中古自動車・中古自動二輪車・中古商用車・中古建設機械のオークションを「アライオークション」又は「アライA」といいます。

2. 会員

当社とAI-NETの利用に関する契約を締結した会員を「アライ会員」といいます。

3. 本入札会

「AI-NET PLUS」で提供する競り上げ方式での入札会をいいます。入札形式は第13条記載のとおりです。

第4条(規約の熟知・守秘義務)

1. 本規約に関する当社と会員との権利義務関係に関して、本規約を優先的に適用するものとし、本規約に定めのない事項については、アライオーション規約に準じます。
2. 会員は、本入札会の利用にあたっては、本規約、アライオーション規約及び当社提携先の規約を熟知し、これらを遵守するものとします。

第5条(免責)

当社及び提携会場は、以下の各号に該当する事由により会員が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

1. 会員が使用するコンピュータのハードウェア、周辺機器又はソフトウェア等の異常・不具合等に由来する損害
2. 当社又は提携会場のコンピュータシステムトラブル、通信回線障害等の発生による損害
3. 会員の操作ミス又は管理ミスによる損害
4. ウィルス又はスパイウェア等の不正プログラムによる損害
5. 会員ID、パスワード又はユーザーIDの漏洩等による損害
6. 天変地異、人災、火災、その他の不可抗力に起因する損害
7. 日本国外からAI-NETを利用した場合の損害
8. 当社又は提携会場の営業時間の終了又は休業により対処できなかった場合の損害
9. その他当社又は接続先の責めに帰すことのできない事由による損害

第2章 運用

第6条(出品情報)

当社は、会員に対し、「AI-NET PLUS」において、出品票等の提携会場から提供された情報に基づき、提携会場で出品される車両の情報を提供するものとします。

第7条(現車確認)

本入札会における落札希望者の現車確認は出来ないものとします。

第8条(入札形式)

1. 本入札会は、ビッドアップ（競り上げ）方式でポス・コンピュータシステムでの入札参加となります。入札者同士で値段を競い合い、入札時間が終了した時点で一番高値を入札された方を落札者とします。会員の入札価格が売切金額に到達しない場合は、流札となります。
2. 当社は、提携会場で当該落札金額での入札を行います。提携会場でのオークションの結果、当該車両を落札できない場合もあり、その場合は本入札会における落札は取消しとなります。当社は、提携会場での車両の落札を保証するものではありません。

第9条(落札結果の通知)

当社は、会員に対し、申し込みのあった本入札会及び提携会場での入札に関する結果を、AI-NET上の取引情報に掲載し、又はオークション計算書を送信することにより通知するものとします。

第10条(手数料)

会員が当社に支払う手数料の種類及びその内容は以下のとおりとし、その金額は別表のとおりとします。

1. 落札手数料
会員は、落札車両ごとに落札手数料を支払わなければならない。(別表I参照)
2. その他費用
その他発生する費用が出品データに記載があった場合のみ請求となります。

第11条(落札・限度額)

提携会場の出品商材の閲覧・落札は「AI-NET PLUS」上のみで行うことができます。当社は、個々の会員に対して、落札限度額（与信限度額）の設定を行うことができます。また、当社は、落札車両の搬出制限等の措置（落札車両代金等精算後の搬出）をとることができるものとします。

第12条(落札者の義務)

落札者は、次の各号の義務を履行しなければなりません。

1. 落札しようとする商材について、掲載内容を十分に確認すること。
2. 落札した商材の譲渡書類は到着後、速やかにその内容を確認することとします。
3. 落札しようとする商材の申込を取消すことはできません。

第 13 条(入札無効の権限と契約の解除)

1. 本入札会は、いかなる時も「入札無効」の取消と「契約解除」はできません。
2. 本入札会は、入札画面において「確定(仮)」ボタンをクリックした時点で、当該商品の購入意思があるとみなされ、入札会システム利用上の入カミス、操作ミス、その他理由の如何にかかわらず、入札後は入札金額の変更、入札の取消しを行うことはできません。

第 14 条(落札商材代金等の決済)

1. 当社は、会員と行う全取引(本入札会取引、オークション取引、オークション以外の物品取引、その他 A I - N E T を含むアライ A が提供する各サービスの利用)により発生する債権・債務について、その取引内容、債権・債務に対する金額を記載した明細(以下「オークション計算書」という)を、本入札会開催ごとに会員に送信又は送付(以下、送信を含めて「送付」と称します)するものとします。
2. 会員は、当社から、オークション計算書が送付されない場合または送付されたオークション計算書の内容に相違等がある場合は、速やかに、当社へ申告しなければなりません。
3. 会員は、当社に対して債務を履行する場合、成約日を含む 7 日以内に当社に銀行振込にて行うものとし、全債務の履行を一括で完了しなければなりません。その際、当社は、着金確認をもって決済する。なお、小切手による支払いは、認めません。
4. 消費税
本入札会においての売買及び諸手数料等には、法で定められた消費税を附するものとします。

第 15 条(所有権の移転)

当社が落札者から入金を確認した時点で、落札商材の所有権は出品者から落札者に移転され、落札者は、所有権移転後、落札商材を搬出することができるものとします。

第4章 書類

第18条（譲渡書類）

売買契約が成立した商材のうち登録を要するものについては、落札者が新規登録、移転登録又は抹消登録をするのに必要な譲渡書類のうち商材を譲渡する側が交付すべきもので、かつ全国どこの陸運支局等でも登録が可能な書類等（以下「譲渡書類等」といいます。）を当社が落札者に引き渡すものとします。

第5章 クレーム

第19条（クレームの対応基準）

落札された商材は、すべて現状有姿での引渡し、ノークレームとし、いかなる契約不適合責任も負わないものとする。

第6章 その他

第20条（紛争の処理）

1. 「AI-NET PLUS」サービスの運営および本規約に関して会員間に生じた争いについては、当社が公平かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことが出来るものとします。その場合、当事者双方は当社の判断に無条件で従うものとします。

第21条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 22 条（協議及び管轄）

1. 本規約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合には、当社と会員が誠実に協議し、解決するものとします。当社との取引、運営、その他本規約に関しては日本の法令に基づき解釈され、本規約又はオークシヨングループ規約に基づき、若しくは関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を当該紛争に関する第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 国内外の各種規制・法令に関わる事項については、落札者が対応するものとします。

第 23 条（本規約の改定）

本規約の改定は、当社は、その運営上必要且つ相当であると認める場合、本規約を改定できるものとします。この場合、会員の権利義務その他当社の運営・管理に関する条件は、変更後の規約によるものとします。尚、変更規定の内容は、当社のホームページ等にて行うものとします。

本規約は、令和 7 年 12 月 1 日から施行します。

別表 I (手数料区分) 1 台あたり

落札金額	手数料率	最低手数料	最高手数料
¥1,000,000 以下	5%	¥10,000	¥40,000
¥1,000,000 以上	2.5%	¥40,000	¥150,000

※ 落札手数料は「落札金額による手数料率」と「最低手数料」のいずれか高い方となり、最高手数料を超えることはありません。